第1 愛知県の率先的行動に関する経過等

【愛知県の率先的行動に関する経過等】

1 庁内検討チームの設置

・長良川河口堰検証プロジェクトチーム報告書(以下「PT 報告書」という。)に係る諸課題の検討を行うため、平成24年4月12日、県庁内の7部庁10課で構成する長良川河口堰庁内検討チーム(以下「庁内検討チーム」という。)を設置した。(庁内検討チームの設置要綱は、P.1-3~1-4のとおり)

[PT 報告書で提言されている愛知県の率先的行動]

- ① 水道水の安定供給を確保しつつ行う知多半島の水道水源の切り替え
- ② 福原輪中についての塩害防止に関する調査
- ③ 水道水の安定供給システムに関する検証とその結果を踏まえた愛知県の水需給のバランス及び渇水リスクの見直し
- ④ 工業水道·上水道企業会計適正化
- ⑤ 愛知県・名古屋市での節水努力の呼びかけ
- ⑥ 愛知県内の農業用水の取水実熊及び使用実熊の調査

2 平成24年度までの検討状況

- ・庁内検討チームは、PT 報告書に係る諸課題の検討として、愛知県の率先的行動 6 項目に関する基礎資料の収集整理等を行い、平成 25 年 3 月 22 日の第 7 回 庁内検 討チーム会議の審議を経て、「平成 24 年度報告書」をとりまとめた。
- ・この報告書は、平成25年3月27日の第6回 愛知県長良川河口堰最適運用検討委員会(以下「最適運用検討委員会」という。)において報告するとともに、県のホームページに公開した。

3 平成25年度の検討状況

・庁内検討チームは、平成 24 年度に引き続いて、PT 報告書に係る諸課題の検討を 行い(内容については「第2 平成 25 年度 検討の概要」を参照。)、平成 26 年 3 月 27 日の第 11 回 庁内検討チーム会議の審議を経て、本報の「平成 25 年度報告 書」をとりまとめた。

4 これまでの庁内検討チーム会議の開催状況〔まとめ〕

年度	年月日	会 議 名	内容
	H24. 4. 12	第1回庁内検討チーム会議	庁内検討チームを設置
	H24. 6. 14	第2回庁内検討チーム会議	第1回最適運用検討委員会と合同開催
24	H24. 8. 3	第3回庁内検討チーム会議	第2回最適運用検討委員会と合同開催
	H24. 9. 3	第4回庁内検討チーム会議	第3回最適運用検討委員会と合同開催
年	H24. 11. 28	第5回庁内検討チーム会議	第4回最適運用検討委員会と合同開催
	H25. 1. 15	第6回庁内検討チーム会議	第5回最適運用検討委員会と合同開催
度	H25. 3. 22	第7回庁内検討チーム会議	平成 24 年度報告書(案)の審議
	H25. 3. 27	第8回庁内検討チーム会議	第6回最適運用検討委員会と合同開催
	1140. 0. 41	分の凹川 P1(映削 / 一 ム 云 識	平成 24 年度報告書を公表
25	H25. 6. 6	第9回庁内検討チーム会議	第7回最適運用検討委員会と合同開催
年	H25. 8. 7	第 10 回庁内検討チーム会議	第8回最適運用検討委員会と合同開催
度	H26. 3. 27	第 11 回庁内検討チーム会議	平成 25 年度報告書(案)の審議

[※] この他にも、関係課班長級で組織する作業チームによる会議等を行っている。

長良川河口堰庁内検討チーム設置要綱

(目的)

第1条 長良川河口堰検証プロジェクトチーム報告書に係る諸課題等に関し、県関係部局で検討を行うため、長良川河口堰庁内検討チーム(以下、「庁内検討チーム」という。)を設置する。

(検討事項)

- 第2条 庁内検討チームは、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について検 討を行うものとする。
 - (1) 長良川河口堰検証プロジェクトチーム報告書に係る諸課題の検討
 - (2) その他庁内検討チームの運営に必要な事項に関すること

(構成)

第3条 庁内検討チームは、地域振興部水資源監及び別表に掲げる関係課の課長をもって構成する。但し、検討を進める上で必要が生じた場合は関係課を追加できるものとする。

(運営)

- 第4条 庁内検討チームの座長は、地域振興部水資源監をもって充てる。
- 2 会議は、座長が召集する。
- 3 会議の議事に関し、必要な事項は座長が定める。
- 4 検討事項のうち、「愛知県水資源開発調整会議」の審議事項に該当する事項については、庁内検討チームにおける検討結果を、同会議に諮るものとする。
- 5 座長が会議に出席できない場合は、座長の指名した者がその会議において座長の 代理を務める。

(作業チーム)

- 第5条 庁内検討チームにおいて審議する事項をあらかじめ検討するため別表に掲 げる関係課班長級で組織する作業チームを設置する。
- 2 作業チームは、検討事項の内容に応じ、別表に掲げる関係課のうちから、その都 度、関係者をもって構成するものとし、座長が召集する。

(庶務)

第6条 庁内検討チームの庶務は、地域振興部土地水資源課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、庁内検討チームの運営その他必要な事項は、 座長が定める。

(附則)

この要綱は、平成24年4月12日から施行する。

(別表) 長良川河口堰庁内検討チームの構成

関係課名地域振興部土地水資源課環境部水地盤環境課健康福祉部生活衛生課